

2006年2月9日

小林友彦

W T O協定改正に伴う国際法上の諸問題
——最初の例としてのT R I P S協定第31条の2追加を題材として——

I. はじめに

1. 問題意識（「UR後は10年かけても成果なし」？→RTAへ？）
2. 分析対象（＝協定改正。主要な論点でありかつ「成果」が明確）
3. 留意点（一括受諾を想定しており成否は農業等の他分野に依存）
 - （1）W T O協定改正交渉の、D D Aにおける位置づけ
 - （2）本件改正の、W T O協定改正交渉における位置づけ
 - ①D D Aマンドート ルール（A D、S C M、R T A）
農業（国内支持等）
 - ②D D Aマンドート外 その他（D S U等）

I I. T R I P S協定第31条の2追加

1. 改正内容（WT/L/641）
 - （1）公衆衛生のために強制実施権を付与した医薬品の輸出の容認
T R I P S 31条（f）に対する条件的適用除外
 - （2）手続要件、対象国の区分、D Sの制限
2. 改正の経緯及び過程
 - （1）2001年閣僚宣言（WT/MIN(01)/DEC/2）
 - （2）2003年一般理事会決定（WT/L/540；WT/L/540.Corr.1）

- (3) 2005年TRIPS理事会での議論
= 8月頃から議長と米欧阿で議論開始（端緒は不明）
後に議長と米阿で合意 → TRIPS理事会に提示

III. 国際法上の論点

1. 改正条項の人的・物的対象範囲
 - ・医薬品の範囲（2001年閣僚宣言における例示の意味）
=何でも入る（不明確だが、01年以降りオープン意欲なし）
 - ・対象国の範囲（変更する際にはどのような手続をふむか）
=完全放棄国は条約の一部なので変更には条約改正必要、
緊急状態国は議長声明記載なので柔軟に変更可能
2. 2003年一般理事会決定との異同
=内容において同一
3. 議長声明の位置づけ（還流防止措置の法的性質）
=03年声明は決定と一体とする主張あり（03年決定脚注）
→2005年7月に、訂正文書によって効力否定
=
4. 紛争処理手続（非違反申立）の制限の法的性質
 - ・還流防止措置が不十分だという申立にも適用されるか（議長声明の法的性質と関わる）？
 - ・議定書に適合する限り全ての紛争処理手続を禁止するが、適合しているか否かはどのように判断するのか？
5. 振付（choreography）の条文解釈への影響
=

IV. 終わりに

1. 改正の意義及び射程
2. 改正が成立した理由

(1) 2003年の合意内容との実質的同一性

(2) 利害関係国間の合意

=米（実効性なければよい）と阿（早期に得点必要）が合意

→先進国は特許制限を甘受し、途上国は煩雑な手続を受入れ